平成２６年（フ）第８９９３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1088―１
グランドールＡ棟205
債務者　齊藤　力也
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９９４号
東京都日野市三沢1505―７―101
債務者　和栗　正治
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００１号
東京都世田谷区下馬３丁目17―６
債務者　大島　春香
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４号
沖縄県うるま市字赤道180番地19　トーマスあかみち903
債務者　吉里　敏枝（旧姓新垣）
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１２５号
沖縄県沖縄市字桃原345番地　県営泡瀬団地２棟405号
債務者　比嘉　博文
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６８号
栃木県小山市西城南４丁目16番地１　サンビレッジカムアンドエムＤ棟203号
債務者　古沢　弘幸
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３３０号
栃木県宇都宮市簗瀬２丁目13番19号　宇都宮昭和ビル406号
債務者　菅原　靖子
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４５４号
横浜市鶴見区尻手３丁目９番２―304号
債務者　相葉　雅紀
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７０７号
千葉市中央区千葉寺町155番地
破産者　株式会社秋元正春商店
１　決定年月日　平成26年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８０号
千葉県浦安市北栄２丁目６番26―401号　ベイ・コラージュ
破産者　桐林　宏行
１　決定年月日　平成26年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７１号
千葉県船橋市西船３丁目８番41号　ハイツＮＫ203号
破産者　佐藤　伸彦
１　決定年月日　平成26年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０４号
千葉市若葉区小倉台４丁目１番１棟103号
破産者　長谷川　剛
１　決定年月日　平成26年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４１号
千葉県市原市鶴舞614番地の１
破産者　小野　良治
１　決定年月日　平成26年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４２号
千葉県木更津市東中央２丁目10番15号タマビル３階
破産者　有限会社菜の花ｈｏｍｅ
１　決定年月日　平成26年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作162番地
破産者　関屋化学株式会社
１　決定年月日　平成26年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
岡山県津山市戸島802番地１
破産者　野林　貢次
１　決定年月日　平成26年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第８８４号
札幌市東区北14条東16丁目２番15号
破産者　株式会社ラック
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７４号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目40番地３、商業登記簿上の住所東京都武蔵野市中町１丁目13番３号
破産者　エルシステムズ株式会社
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部